

新型コロナウイルス感染症対策に関する村民の皆様への 村長メッセージ（令和2年4月10日）

村民の皆さん、村長の後藤幸三でございます。

新型コロナウイルスの感染拡大で東京など7都府県を対象に「緊急事態宣言」が出されました。これを受け群馬県知事は「緊張感を持たなければならない」と述べ、県内でも不要不急の外出を控えるよう強く呼びかけるとともに、市町村立小・中学校の休校の要請がありました。

本村といたしましては、対策本部会議において今後の取り組みについて、次のとおり対応方針を決定しましたのでお知らせいたします。

まず、幼稚園、小・中学校は4月13日から4月26日までの間、臨時休業とします。

また、保育所、児童館につきましても、同様に4月13日から4月26日までの間を休業といたします。

なお、幼稚園、小・中学校では、休業期間中に期日を定め、子どもの健康観察及び補習等を行います。登校、登園する際の感染予防対策につきましましては、万全の対策を講じて実施いたします。

また、自宅での子ども達健康チェックにつきましまして、風邪等の症状がある場合は休養するなど、保護者皆様のご協力をお願いするものでございます。

次に、村内観光施設等の感染防止対策につきましてお知らせいたします。

国の専門家会議で提言されていますとおり、最も感染拡大のリスクを高める環境として、人の密集や換気の悪いスペース、また、近距離での会話を避けることが引き続き重要となっております。

そのため、村といたしましては、現在の諸情勢を踏まえ、観光施設等を管理している指定管理者に対し、それぞれの施設（高山温泉ふれあいプラザ、いぶきの湯、宿泊施設コテージ、みどりの村キャンプ場及びレストラン）につきましては、感染拡大防止のため、休業への協力を要請いたしました。これにより、4月13日から5月10日までの間、それぞれの施設では休業となります。

なお、農産物直売所及びふれあいパークにつきましては引き続きご利用頂けます。

続きまして、村が主催する会議などは、必要な対策を講じる中で引き続き実施をさせていただきます。

また、今後、村内各地で予定されておりますお祭りや会合等、各地域や団体等で実施を予定されておりますイベントなどにつきましては、慎重にご対応いただきますようお願いいたします。

以上、4月13日からの対応につきましてご報告申し上げましたが、4月27日以降につきましては、状況により対応を考えてまいります。

村民の皆様におかれましては、日頃から人混みを避け、手洗い、マスクの着用、咳エチケット等を行っていただき、感染予防に努めていただきますようお願いいたしますとともに、ご理解賜りますようお願い申し上げます、私からのご報告とさせていただきます。